

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会 契約審査会規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）が行う契約の適正な締結とその円滑な執行を図ることを目的とする。

(設 置)

第2条 前条の目的を遂行するために公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会 契約審査会（以下「審査会」という。）を設置する。なお、審査会はガバナンス委員会に属するものとする。

(所掌事務)

第3条 審査会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 重要な契約の適否に関する判断
 - (2) 競争入札に係る対応その他競争入札の公正な執行
 - (3) 一般競争入札に参加する者の必要な資格・要件等
 - (4) 契約金額が500万円を超える物品の供給又は役務の提供等に係る契約内容
 - (5) 契約金額が500万円を超える事業協賛の契約内容
 - (6) 会長が指示する契約（変更契約を含む。）締結の適否
- 2 審査会において必要があると認めるときは、前項第4号及び第5号に定める金額以下のものについても審査が行うことができる。

(組 織)

第4条 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は専務理事、委員はガバナンス委員会主管理事及び委員長、総務部主管理事、財務委員会主管理事とする。ただし、必要と認められる場合は、当該予算分掌委員会主管理事・委員長、ガバナンス委員会委員、その他の常務理事を選任することができる。

(会 議)

第5条 審査会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、ガバナンス委員会主管理事はその職務を代行する。
- 3 審査意見は、審査会の審議により決定する。
- 4 委員長が会議を開く必要がないと認めたときは、会議を開催しないで各委員の承諾を得て議事を決定することができる。

(監事等による助言)

第6条 審査会は、監事、顧問弁護士その他審査会が必要とする者に対し、意見、助言を求めることができる。

(報告)

第7条 審査会は、審査を行ったときは、その審査結果を速やかに会長及び理事会に報告しなければならない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成28年8月27日から施行する。

平成29年9月3日改定